

第24期第25回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 令和4年6月6日（月曜日）13：30～14：25
(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第 1 番	片 上 和 彦	第 11 番	高 橋 征 三
第 2 番	岡 田 充	第 12 番	小 野 春 雄
第 3 番	藤 田 幸 正	第 13 番	曾我部 英 敏
第 4 番	村 上 壽 一	第 14 番	伊 藤 繁 次 郎
第 5 番	塩 見 敏 夫	第 15 番	土 岐 若 水
第 7 番	横 井 直 次	第 16 番	伊 藤 慎 吾
第 8 番	藤 田 健 太 郎	第 18 番	松 木 ワ カ 子
第 9 番	宇 野 賀 津 美	第 19 番	山 口 三 七 夫
第 10 番	古 川 一 豊		

(2) 農地利用最適化推進委員

第 1 番	岡 田 悅 明	第 8 番	藤 田 隆
第 2 番	安 藤 育 雄	第 9 番	田 坂 健 次
第 3 番	加 藤 宏 司	第 11 番	竹 林 義 孝
第 4 番	岩 崎 紀 生	第 12 番	池 田 辰 夫
第 6 番	井 下 八 郎	第 14 番	神 野 鉄 治
第 7 番	高 橋 真 次		

(3) 欠席委員 5人

農業委員	第 6 番	寺 尾 俊 行
農業委員	第 17 番	渡 邊 勝 俊
推進委員	第 5 番	小 野 義 尚
推進委員	第 10 番	眞 鍋 哲 哉
推進委員	第 13 番	高 橋 秀 実

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	近藤 弘二	事務局次長	藤田 美保
農地係長	松本 聰	農政係長	中森 由紀子
主任	井上 貴清	会計年度任用職員	齊藤 麻里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第4条、第5条申請関係等の審議について

農政関係 農業者年金の加入促進について

13時30分開会



近藤事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員17人、推進委員11人でございます。よって、過半数に達しております、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしくお願ひします。

藤田会長

皆さん、こんにちは。昨年も申し上げたと思うのですが、二十四節気の芒種という季になっております。芒というものは穀物の穂先に針状の毛をいうのですけど、稻などを植える時期であるということのようです。今は一番、田植えなど多忙だと思われます。稻の話になりますがお米は、日本の国は水穂の国と、お米を作る民族であると言われておりますが、今は、お米を食べる人が少ない、量が少ない、60年前は一番多かった、おかげで我々団塊の世代が一番元気で、中学生くらいにはよく食べていた。その時は、大体一人が約120キログラム、一年間に2俵食べていたと言われるのですが、60年経って最近は一年間に50キログラムしか食べない。ですから、5杯くらいのご飯を食べていただものが、現在は2杯ぐらいになったというのが現実らしいです。日本人がもう少しお米を食べたら栄養もあり、体力も向上するのではないかと思います。

それでは、ただいまから第25回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係が議案第1号から議案第4号まで、農政関係は「農業者年金の加入推進について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において岡田 充委員と村上 壽一委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号は決議事項、第2号から第4号までは意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田3筆、合計面積6,344平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

45番及び46番の2件でございまして、期間につきましては、1年が1件、5年10か月が1件、利用権の種類は、使用貸借で、全てが新規設定となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、45番及び46番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでし
ょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利
用集積計画について」を原案のとおり決定させていただき
ます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号は農地法第4条第1項の規定による農地転用
の申請で、申請件数は3件です。

4ページをお開きください。

6番、中村四丁目、畠1筆、申請人は（2-1）さん。内容
は自己住宅65.25平方メートル、農地区分は用途地域で
あるため第3種農地であると判断されます。

7番、垣生六丁目、田1筆、申請人は（2-2）さん。内容
は貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地428.12平
方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種
農地であると判断されます。

8番、萩生字岸下、田2筆、申請人は（2-3）さん。内容
は貸し露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2
種農地と判断されます。

以上、6番から8番までの事案につきましては申請書お
よび土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為
が遂行される確実性等の一般基準についても認められるも

のであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしくお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、6番から8番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

5ページを御覧ください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は16件です。

6ページをお開きください。

85番、萩生字旦上、畠1筆、譲受人は（3-1）さん。
内容は太陽光発電施設、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

86番、萩生字旦上、畠2筆、譲受人は（3-2）さん。
内容は太陽光発電施設、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

87番、下泉町一丁目、畠3筆、譲受人は（3-3）さん。
内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

7ページを御覧ください。

88番、高木町、畠4筆、譲受人は（3-4）さん。内容は自己住宅106.35平方メートル、農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500メートル以内に金栄小学校及びくろみつ眼科が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

89番、土橋一丁目、畠1筆、譲受人は（3-5）さん。内容は自己住宅52.32平方メートル、一体利用地として、宅地69.24平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

90番、萩生字治良丸、畠1筆、譲受人は（3-6）さん。内容は自己住宅110.54平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

8ページをお開きください。

91番、江口町、田1筆、譲受人は（3-7）さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

92番、八幡一丁目、田1筆、譲受人は（3-8）さん。内容は賃貸長屋住宅1棟220.53平方メートル、農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500メートル以内に浮島小学校及び宮原医院が存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

93番、垣生二丁目、畠1筆、譲受人は（3-9）さん。内容は自己住宅129.39平方メートル、農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申

請地から概ね 500 メートル以内に垣生小学校及び三木医
院が存在するため第 3 種農地であると判断され、権利区分
は所有権移転です。

9 ページをお開きください。

9 4 番、徳常町、田 1 筆、譲受人は（3-10）さん。内
容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第 3 種
農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

9 5 番、西泉町、畠 3 筆、譲受人は（3-11）さん。内
容は建売住宅 3 戸 156.51 平方メートル、一体利用地と
して、宅地 330.16 平方メートルがあり、農地区分はその
他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権
移転です。

9 6 番、船木字高祖、田 7 筆、譲受人は（3-12）さん。
内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第 2
種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10 ページをお開きください。

9 7 番、多喜浜二丁目、田 2 筆、譲受人は（3-13）さん。
内容は貸し露天資材置場及び貸し露天駐車場、一体利用地
として、雑種地 177 平方メートルがあり、農地区分はその
他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権
移転です。

9 8 番、多喜浜二丁目、田 3 筆及び畠 6 筆、譲受人は（3-
14）さん。内容は倉庫 1 棟 5,522.4 平方メートル、一
体利用地として、雑種地 1,081 平方メートルがあり、1,
000 平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定で
あることから、開発許可も同時に申請されております。農地
区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区
分は所有権移転です。

99番、船木字高祖、田2筆及び畠2筆、譲受人は（3-15）さん。内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

11ページを御覧ください。

100番、船木字高祖、田1筆、譲受人は（3-16）さん。内容は露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、85番から100番までのいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、85番から100番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

はい、曾我部委員。

曾我部委員

95番なのですが、譲受人の（3-11）は不動産会社か何かの社長さんの個人の名前なのですか。

井上主任

個人事業主でやっております不動産会社になります。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

はい、藤田（健）委員。

藤田（健）委員

96番の地番の中に、参考として貰っております地図でいくら探してもないのですが、自分の担当地域なので、現地確認に行きましたが、99番、100番も私の担当区域なので現地確認をした時に申請地番のうち一筆が、確認できませんでしたが、事務局にお任せしていいのですか。

井上主任

そうですね。申請書類の中に公図と測量図も付いておりますので、ご質問の地番が入っているということは間違い

ないです。

藤田（健）委員

はい、分かりました。現地確認をした時に質問した土地を探せませんでした。ここだろうと思うのですが、地図にありませんでしたので、申請が出された土地の現状確認をした際に番地を探せなかつたので確認をさせてもらいました。

井上主任

申請書類の中に公図等は必須になっているので事前に知りたいとかいうのがあれば、お見せすることができますので、そちらで確認をしていただけたらと思います。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

12ページをお開きください。

議案第4号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は2件です。

13ページを御覧ください。

1番、大永山、雑種地1筆、当初計画者（4-1）さん、承継者（4-2）さん。

変更内容は承継による変更で、理由等については議案書に記載のとおりとなります。

2番、船木字池田、宅地1筆、事業計画者は（4-3）さ

ん。

変更内容は事業内容の変更で、理由等については議案書に記載のとおりとなります。

以上、1番及び2番のいずれの事案につきましても、変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番及び2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地転用事業計画変更について」を承認相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、14ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。あと、事務局から報告事項があります。

藤田事務局次長

前回の総会で審議していただきました、賃貸借権解除の許可の申請についてですが、条件付き許可ということで皆さんに承認していただき、その後5月26日、県の農業会議の意見聴取を行い、適正かつ妥当という判断がされました。その後、6月2日に新居浜市の顧問弁護士に相談

に行きましたら、今後の農業委員会での決定については回答のとおり、離作補償はお互いに協議の上農業委員会に押印の書面を提出することで、許可をすることは妥当であるというお話をいただきましたことを皆様にご報告いたします。そして、決議については来月議案で上げさせていただいて、決議する予定といたします。

藤田会長

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。なお、14時00分から総会を開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を開いたします。
これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内していただきましたとおり、「農業者年金の加入促進について」を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

藤田事務局次長

農業者年金の加入推進についてということで、農業者年金につきましては、農業委員会と農業者年金基金が契約を結び各種届出の送付や現況の確認を行っています。その中には、新規加入推進業務も含まれております。本日は、農業者年金基金が製作しました加入推進のための動画をご覧いただき、活動のご参考にしていただければと考えております。では、御覧ください。

(DVD鑑賞)

藤田会長

農業者年金の加入推進についてということで動画を見ていただきました。非常に新居浜市の加入状況が悪いというようなことで、皆様方に加入促進ということで事務局の方からいろいろ動画等の鑑賞を見ていただきました

が、何か意見等はございませんか。

藤田事務局次長

お手元に加入推進のパンフレットをお配りしております。今年の4月から、若い農業者が加入しやすいように保険料1万円から加入できるように引き下げられ、農業者年金の受給開始時期の選択ができるようになり、農業者年金に加入できるのは農業に従事する方で20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入している方についても加入できるようになりました。お知り合いの方で興味がある方がおられましたらパンフレットを見せていただくか、農業委員会かJA年金窓口にご連絡いただくようにお伝え下さい。

藤田会長

今、事務局の方から農業者年金に加入してほしいという加入促進のお話を伺いました。皆様の近くで興味がある方がいらっしゃいましたら進めていただきたいと思います。非常に加入者が少ないというのが今の新居浜市の現状でございます。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

続きまして、事務局から連絡事項がございます。事務局どうぞ。

藤田事務局次長

親睦会の規約を配布させていただいております。第4条の御見舞い金、弔意金等に該当するときは農業委員会の方に申し出でていただきますようにお願いいたします。

藤田会長

次、中森係長。

中森農政係長

事務局から連絡事項が2点ございます。

まず、1点目ですが、5月の総会でご意見のありました、農業委員会手帳の市の予算での対応についてですが、前任者にも確認いたしましたが、年々、新居浜市の財政状況は厳しさを増しており、予算要望をしても、査定の段階で削られるという状況となっており、そのような経緯を踏まえて、昨年度から、希望者のみ報酬から引き去りという形を取らせていただいております。しかしながら

ら、農業委員会手帳を持つことにより、農業委員としての自覚や意欲の向上にも繋がることから、来年度以降につきましては、財政課と協議しながら、予算要望を行ってまいりたいと思います。

次に、毎年7、8月に実施しております、農地パトロールについてですが、本日の総会資料として送付しておりましたA4用紙1枚の「令和4年度農地パトロール班分け表」をご覧ください。今年度は7月11日（月）から8月31日（水）まで実施予定しておりますので、日程が決まっている方は、このあと私の方にお知らせください。まだ日程が決まっていない方は、他課に応援を依頼する関係から、今週の金曜日（6月10日）までに事務局まで連絡をお願いします。

藤田会長

今、農地パトロールのことについての連絡がございましたが、皆様方で都合のいい時を見計らって事務局へ日程調整の報告をいただいたらと思います。

ところで5月末に会長会が3年振りに開かれまして、出席をしました。その会の冒頭で皆様方の話の中で話題になっておりました農業新聞についてでございますが、全国農業新聞の購読の分でいろいろ部門がありました。普及部数部門や農業委員会、農業委員数、農地利用最適化推進委員数の対比普及率の部や増加部数の部と農家戸数対比普及率の部と4つの項目がございまして、その中で増加部数において新居浜市農業委員会が第2位というところで表彰を受けましたので、報告をしておきます。この件につきましては、農業新聞を皆様に購読していただきたり、皆さんのお近くの方にもこういったニュースがありますということを広めていただくために、新居浜市農業委員会は、農業委員並びに最適化推進委員になった時にはまず、最初の仕事として3部の購読をお願いしますということで昔から続いておりますので、引き続き御理解、御協力をいただきますようにお願いをしておきます。

毎年、5月の末と11月の末に全国大会があるわけですが、コロナの感染拡大とがございまして、ずっと開催されてなかつたのですが、今年は開催されまして、参加者は大体全国で3分の1でございました。そういった中でも、いろいろ熱心に意見を出していきながら討議をされたり、農業委員会の活動の実践の決議、優秀な活動について栃木県の足利市農業委員会と、山口県の山陽小野田市農業委員会から報告があり、充実した大会であったとご報告をいたしておきます。

以上をもちまして、第25回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

御起立ください。礼。ありがとうございました。

近藤事務局長



新居浜市農業委員会會議規則第19条第2項の規定によりここに
署名する。

新居浜市農業委員会総会

会長

委員

委員